

大橋剛に対する行政処分の内容

1 旧法第8条の2第1項に基づく業務禁止（18カ月）

2023年2月17日から2024年8月16日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

2 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり合同会社K-power entertainment（以下「K-power」という。）に対し、法律第8条第1項の規定に基づき、事業者が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 大橋剛は登記上の役員ではないものの、K-powerにおける重要な方針、苦情や解約に関する対応方針を決定する立場にあり、**同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。**